



平成24年12月14日

各 位

東京都港区芝公園二丁目4番1号  
会社名 株式会社トライステージ  
代表者名 代表取締役 CEO 妹尾 純  
(コード番号: 2178 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役 野口 卓  
電話番号 03-5402-4111

## 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について

当社は、平成24年12月13日開催の取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」）を決定するとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））の1つとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」）を導入することとし、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

本プランは、上記取締役会決議に基づいて導入することといたしましたが、その有効期間を平成25年5月開催予定の当社の定時株主総会（以下「次回定時株主総会」）の終結の時までとし、当該株主総会において本プランの更新の可否をお諮りすることといたします。

なお、本プランの導入につきましては、上記取締役会において、社外取締役2名を含む当社取締役全員の賛成により承認されるとともに、社外監査役3名を含む当社監査役全員が出席し、本プランが適正に運用されることを条件に異議がない旨の意見が表明されております。

### 記

#### I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、ダイレクトマーケティングを実施する企業に対して、テレビ番組放送枠をはじめとする各種メディア枠の提供に加え、当該実施企業の要望に応じて、商品開発、テレビ番組制作をはじめとする各種表現企画・制作、受注・物流等におけるノウハウの提供等の各種ソリューションを提供する、ダイレクトマーケティング支援事業を行っております。

ダイレクトマーケティング市場は、堅実な成長を続けており、当社においても、創業6年の若い会社であります。ダイレクトマーケティングを実践している、もしくは実践せんとする多くの顧客企業との間でWIN-WINの関係によるパートナーシップを築いております。

当社は、パートナーである顧客企業とともに、ダイレクトマーケティングを広く普及させることによって、必要な商品やサービスを誰でもどこからでも購入することができるようになり、消費者にとってより良いサービスを受けられる機会を提供することにより、広く日本社会に貢献することを目指しております。

このようなダイレクトマーケティングサービスを提供する中で、当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先課題と考え、その実現に日々努めています。

したがいまして、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念や経営理念、当社企業価値の源泉、顧客企業等の当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならぬと考えております。

一方で、当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、会社の支配権の移転を伴う特定の者による当社株式の大規模買付等であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社株式の大規模買付提案に応じるかどうかについては、最終的には株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の株主や取締役会が買付や買収提案の内容等について検討し、当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないもの、当社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等もあります。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大規模買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配するものとして不適切であると考えております。このような者による当社株式の大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を探ることにより、株主の皆様に大規模買付行為に応じるかどうかを検討するための情報・時間を確保するとともに、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守る必要があると考えております。

## II. 基本方針の実現に資する取り組み

### 1. 企業理念および企業価値の源泉

当社は、「消費者の喜びは、クライアントの喜びであり、私たちの喜び」を社是とし、ダイレクトマーケティング支援事業を行っております。

ダイレクトマーケティングによって商品がより多く消費者に選択されるためには、ダイレクトマーケティングを構成するバリューチェーン、すなわち商品開発、事業計画、表現企画、媒体選定、受注、効果分析、情報加工、物流・決済、顧客管理の各局面を充実させる必要があります。当社は、顧客企業の商品が、消費者から選ばれ、より多く売れるために、ダイレクトマーケティングのバリューチェーンの全ての局面におけるソリューションメニューを有しております。顧客企業に合わせてその全部または一部を提供しています。当社では、これらのソリューションメニューの提供を総合的に実施することを「トータルソリューションサービス」と称し、当社の事業の特長としております。

トータルソリューションサービスにおける当社の強みは、大量一括仕入れによる豊富かつ費用対効果の高い媒体の調達力、複数のコールセンターを一括管理することによる受注管理ノウハウ、データ・情報の分析力にあります。

媒体調達は参入障壁の高い分野ですが、広告代理店出身の創業者による広告代理店やテレビ局との長期的な信頼関係と媒体取り扱い経験に基づいた大量一括仕入れにより、安定的に豊富な媒体を仕入れることを可能としております。

受注管理ノウハウにおいては、当社が各コールセンターを一括して取りまとめ、顧客商品の理解を促進させる独自の受電マニュアルを作成し、受注データを基に改善を繰り返すことで受注効率の向上を実現しております。

データ・情報の分析力においては、多種多様な商品の取り扱い実績および番組・CM 枠の取り扱い実績を保有しており、顧客企業に対し効果的なプランを提案しております。番組・CM 放送前には、表現制作物のモニタリングテストを実施し、商品の魅力が消費者に伝わるかを定量的に評価しております。また、番組・CM 放送後には、受注時の各種データも用いて売り上げ効率を数値化し、分析しております。

これらの強みは、当社の重要な事業基盤であり、企業価値の源泉となっております。

また、当社の企業理念に共感して集まり、多岐にわたるサービス内容を熟知して、経験とノウハウを蓄積した従業員は当社の重要な経営資源であり、顧客企業との長期的かつ強い信頼関係の構築に繋がっております。

## 2. 企業価値の向上に資する取り組み

当社は、継続的な事業活動および企業価値向上のため、市場動向や消費者のニーズを捉え定期的に経営計画を見直しております。平成24年4月2日に公表した中期経営計画では、既存の強みであるテレビ通信販売を中心としたダイレクトマーケティング支援事業を強化することに加え、将来における売上および利益拡大の基礎づくりを目指し、WEB ビジネスの推進、CRM ビジネスの推進、国際ビジネスの推進を中期的な成長戦略として位置付けました。また、各事業戦略を推し進めるために必要な体制づくりと人材づくりに注力しており、取締役を2名増員し経営体制を強化するとともに、WEB ビジネス推進室、CRM ビジネス推進室、国際ビジネス推進室およびナレッジマネジメント室を新設いたしました。

当期における各事業戦略の推進状況は下記のとおりです。

WEB ビジネスにおいては、ポイントサイトへの動画掲載を顧客企業へ提案し、好評を得ております。

CRM ビジネスにおいては、第3四半期より顧客企業の支援を開始いたしました。また、11月にダイレクトメールの受注発送代行業務を行うメールカスタマーセンター株式会社の株式の 50.2%を取得し子会社化したこと、顧客企業へ提供できる CRM サービスの幅が広がりました。

国際ビジネスにおいては、10月よりベトナムでのダイレクトマーケティング支援を開始いたしました。まずは日本の顧客企業の現地での商品販売を支援し、将来的には現地企業への支援を目指しております。今後もアジアを中心とした新興諸国での事業拡大とダイレクトマーケティング市場の発展に努めてまいります。

### III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

#### 1. 本プランの導入とその目的

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記Iの基本方針に沿って、本プランを導入いたしました。当社取締役会は、本プランにおいて、当社株式の買収を行おうとする者が従うべきルールを定め、買収がルールに従って行われない場合や当社の企業価値ひいては株主の共同の利益に資さない場合には、対抗措置を発動することができるよういたしました。

本プランは、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の買収を抑止するとともに、当社株式の買収が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる買収に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したりすること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする目的としております。

平成24年8月31日現在における当社株主の状況は、別紙1「当社大株主の株式保有状況」のとおりであり、当社創業者であり現在の当社役員である丸田昭雄氏および妹尾勲氏の2名が発行済株式総数の35.90%を保有しております。しかしながら、当該2名が今後も当社株式を保有し続けることについて当社との間に契約等が存在するわけではありません。また、当社創業者である丸田昭雄氏、妹尾勲氏および中村恭平氏の発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、当社が上場した平成20年8月7日当時は各人とも22.00%であったのに対し、平成24年8月31日現在は、当社株式の流動性向上を目的とした立会外分売のため、あるいは個々人の事情に基づく売却により、それぞれ21.76%、14.14%、19.77%となっており、将来においても、それらの事情により当社株式が売却される可能性は否定できません。なお、発行済株式総数の19.77%を保有する中村恭平氏は、当社創業者ではありますが、平成24年5月28日付で既に当社役員を退いております。当該本人は現在、当社との間で業務委託契約を締結し、当社の相談役（非常勤）として、当社の事業全般に対し必要に応じてアドバイスを行っておりますが、必ずしも当社の経営と意を同一にするものではありません。

また、上記のとおり、当社は、当社の財務および事業の方針の決定に影響を与えることとなる可能性のある株式の取得等については、株主の皆様がこれに応ずるべきかどうかについて検討するために必要な情報や時間が確保される等、透明性が確保されるべきであると考えております。しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の株主や取締役会が大規模買付行為の内容等を検討し、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

以上のような諸事情を勘案し、当社としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を維持・向上するためには、現時点において、本プランを導入することが必要であると判断し、臨時株主総会の開催に要する時間、費用等を総合的に勘案し、取締役会決議に基づき本プランを導入することといたしました。ただし、今般導入する本プランの有効期間については、次回定期株主総会の終結の時までとし、当該株主総会において本プランの更新の可否をお諮りすることによって、株主の皆様のご意思を確認することといたします。

なお、現時点において、第三者から当社に対して具体的な買収の提案が明示的になされているわけではございません。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの適用（大規模買付行為の意義）

当社の発行する株券等（※1）の買付行為（買付け等その他の取得、買付け等その他の取得の申込みまたは売付け等その他の処分の申込みの勧誘を含む。以下同じ。）を行おうとする者のうち、本プランの対象となる者は、①当該買付者を含む株主グループ（以下「大規模買付者グループ（※2）」）の議決権割合（※3）を25%以上（※4）とすることを目的とする買付行為もしくはこれに類似する行為を行おうとする者、または、②当該買付行為の結果、大規模買付者グループの議決権割合が25%以上となる買付行為もしくはこれに類似する行為を行おうとする者（以下、①および②の買付行為またはこれに類似する行為の一方または双方を「大規模買付行為」、これを行おうとする者を「大規模買付者」）です。

※1 株券等とは、別段の断りのない限り、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

※2 大規模買付者グループとは、(i)当社の株券等（同法第27条の23第1項に規定する株券等）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。以下同じ。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。以下同じ。）、ならびに(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものも含む。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者）を意味します。

※3 議決権割合とは、(i)大規模買付者グループが上記※2(i)の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数）を加算して計算するものとする。）、(ii)大規模買付者グループが上記※2(ii)の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合）の合計をいいます。株券等保有割合および株券等所有割合の算出に当たっては、当社は、その合理的な裁量において、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書等に依拠することができるものとします。

※4 提出日現在、20%以上保有する株主が存在するため、25%以上に設定しております。

### (2) 大規模買付者による必要情報の提供

大規模買付者には、大規模買付行為を開始する前に、当社宛に、大規模買付者の氏名または名称、住所または本店事務所等の所在地、設立準備法、代表者の役職および氏名、国内連絡先、大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要および大規模買付行為によって達成しようとする目的の概要を明示し、本プランに定められた手続を遵守することを約束する旨を記載した書面（以下「意向表明書」）をご提出いただきます。なお、意向表明書のほか、下記に定める必要情報その他の本プランに従って大規模買付者と当社の間でやりとりされる全ての書面、メール、ファクシミリ等における使用言語は日本語に限ります。

当社取締役会は、大規模買付者から提出された意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、以下の各事項を含み当社取締役会が大規模買付者の大規模買付行為の内容を検討するために必要と考える情報（以下これらを「必要情報」という。）の提供を要請する必要情報リストを交付します。当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が十分ではないと認めた場合、大規模買付者に対して、

追加的に情報の提供を要求することがあります。

当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書が提出された場合および必要情報が提供された場合にはその旨を開示します。また、当社取締役会が、当社株主の皆様の判断のために必要であると判断した場合には、適切と判断される時期に、必要情報の全部または一部を開示します。

必要情報の具体的な内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目としては以下の事項を含むものとします。

- ① 大規模買付者グループの概要（大規模買付者グループの役職者の経歴・経験等を含む）
- ② 大規模買付行為によって達成しようとする目的
- ③ 大規模買付行為の方法および内容
- ④ 買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け
- ⑤ 大規模買付行為完了後に実施を予定する当社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、想定している経営者候補等
- ⑥ 大規模買付行為完了後における当社の株主（大規模買付者を除く。）、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者等に対する対応方針
- ⑦ 大規模買付行為完了後に実施を予定する当社の企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための施策および当該施策が当社の企業価値を向上させることの根拠
- ⑧ 反社会的組織ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）および関連性が存在する場合にはその内容
- ⑨ 大規模買付行為のために投下した資本の回収方針

### (3) 当社取締役会による分析・検討

当社取締役会は、大規模買付者から十分な必要情報の提供を受けた日から起算して60営業日以内の期間（以下「分析検討期間」）、必要に応じて外部専門家の助言を受けるなどしながら、提供された必要情報の分析・検討を行い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、大規模買付者から十分な必要情報の提供を受けたと判断した場合には、速やかにその旨および分析検討期間の満了日を開示します。ただし、当社取締役会は、上記検討を行うに当たり必要があると認める場合には、30営業日を上限として分析検討期間を延長することができるものとし、その場合には、具体的な延長期間および延長の理由を開示するものとします。

当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての対応方針を取りまとめ、公表します。

当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、あるいは、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。また、当社取締役会は、下記5. 記載のとおり、一定の場合には、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関して株主総会を招集する場合があります。

### (4) 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付者は、分析検討期間の経過後（当社取締役会が分析検討期間内に大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関して株主総会を招集する旨を決議した場合には、当該株主総会の終結後）にのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。

## (5) 本プランの適用除外

当社取締役会は、分析検討期間が終了しているか否かにかかわらず、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがないと判断した場合は、当該大規模買付行為について以後本プランを適用せず、また、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し、公表します。

## 3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

### (1) 大規模買付者が本プランを遵守しなかった場合

大規模買付者が本プランを遵守しなかった場合、当社取締役会は、会社法その他の法律および当社定款の下で可能な対抗措置のうちから、そのときの状況に応じ最も適切と判断した手段を選択し、対抗措置を発動することができます。

なお、具体的な対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は、別紙2記載のとおりであり、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件および取得条項等を設けることがあります。

### (2) 大規模買付者が本プランを遵守している場合

当社取締役会は、大規模買付者が本プランを遵守している場合には、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置を発動しません。

ただし、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合であり、かつ、対抗措置を取ることが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、前記(1)と同様の対抗措置を発動することができます。具体的には、以下のいずれかに該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合に該当するものとします。

(a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合

- ① 株券等を買い占め、その株券等について当社または当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある大規模買付行為である場合

(c) 大規模買付行為の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後における事業計画、および当社の他の株主、顧客、従業員等の利害関係者に対する対応方針等を含む。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な大規模買付行為である場合

- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の株主、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者等との関係または当社の企業風土を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす大規模買付行為である場合
- (e) いわゆる反社会的組織もしくはテロ関連組織またはそれらの組織が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為である場合

#### 4. 対抗措置を発動する場合の手続

当社取締役会は、大規模買付行為に対して対抗措置を発動するか否かの判断の公正性を確保するため、事前に、本プランに関して設置する当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会に対し、必ず対抗措置の発動の是非等について諮問します。特別委員会の概要については添付資料のとおりです。なお、当社取締役会が特別委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、取締役会の分析検討期間に含まれるものとします。

特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非等について勧告します。特別委員会は、勧告に際して、対抗措置の発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

当社取締役会は、この特別委員会による勧告を株主の皆様に開示した上で、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。

#### 5. 株主の意思確認手続

当社取締役会は、特別委員会が予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した上、株主総会の承認を得れば対抗措置の発動を認める勧告を行った場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認します。株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主総会の決議に従い、対抗措置の発動等に関する決議を行うものとします。

そのほか、当社取締役会は、大規模買付行為による当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する侵害が認められるか否かが問題となっており、かつ、当社取締役会が善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、事前に特別委員会に対し、株主総会を招集して株主の意思を確認することの是非等について諮問した上で、株主総会を招集し、当該大規模買付行為に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。当社取締役会が特別委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、取締役会の分析検討期間に含まれるものとします。

当社取締役会は、特別委員会による勧告を株主の皆様に開示した上で、当該勧告を最大限尊重して、株主総会の招集に関して決議を行います。なお、特別委員会が対抗措置の発動を認めない旨の勧告を行った場合には、原則として、株主総会を招集することはありません。

#### 6. 対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記4. の手続に従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合、または、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗

措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づきまたは勧告の有無にかかわらず、対抗措置の中止または発動の停止を決議するものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合には、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について開示します。

## 7. 株主および投資家の皆様への影響

### (1) 本プラン導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、新株予約権無償割当て等は行われませんので、株主の皆様の権利関係および経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

### (2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記の対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、適用ある法令、金融商品取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、株主の皆様（大規模買付者等を除く。）が権利関係または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

なお、当社は、対抗措置として新株予約権無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までに無償にて新株予約権を取得することができます。これらの場合には、当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株あたりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

### (3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要となる手続

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権無償割当てを行う場合、当該決定に際して割当期日を定め、これを公告いたします。また、新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、当社の書式による一定の誓約書をご提出いただいたうえ、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。ただし、当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当該決定において定めた日をもって新株予約権を取得し、その対価として当社普通株式を交付することがあり、この場合、株主の皆様（大規模買付者等を除く。）は、原則として、新株予約権行使するための財産の出資を行うことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社普通株式を受領することになります（この場合も、株主の皆様に当社の書式による一定の誓約書をご提出いただくことがあります。）。これらの手続の詳細については、実際にこれらの手續が必要となった際に、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき別途お知らせします。

## 8. 本プランの有効期間、廃止および変更等

本プランの有効期間は、次回定時株主総会の終結の時までとし、次回定時株主総会において、本プランの更新についてお諮りすることにより、株主の皆様のご承認を得ることとします。なお、次回定時株主総会において、本プランの更新を株主の皆様にご承認いただいた場合には、本プランの有効期間は、次回定時株主

総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時まで延長されるものとし、以後も同様とします。また、次回定時株主総会において株主の皆様からのご承認を得られなかつた場合には、その時点をもって本プランは失効します。

ただし、本プランの有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合、または、②当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会により本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融取引所規則の変更またはこれらの解釈・適用の変更または税制、裁判例等の変更等により合理的に必要と認められる範囲で、特別委員会の承認を得た上で、本プランを変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実（法令等の改正による文言の変更等軽微な変更は除く。）および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、開示を行います。

そのほか、本プランの内容については、適用ある法令および金融商品取引所規則に従い継続的に開示する予定です。

## 9. 本プランの合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しております。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化をふまえた買収防衛策の在り方」をふまえた内容となっております。

### (2) 株主意思を重視するものであること

本プランの有効期間は、次回定時株主総会の終結の時までとし、当該株主総会において、株主の皆様より本プランの更新についてご承認を頂戴した場合に限り、当該株主総会終了後本プランを更新することを予定しております。また、当社は、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会または株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランをその時点で廃止します。その意味で、本プランの導入および廃止は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

### (3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

実際に大規模買付者が出現した場合には、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみにより構成される特別委員会によって、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の共同利益を侵害するか否かなどの実質的な判断を行い、当該判断を当社取締役会に最大限尊重されることによって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、当該判断の概要については株主の皆様に情報開示することとされており、本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。

(4) 合理的な客観的要件の設定

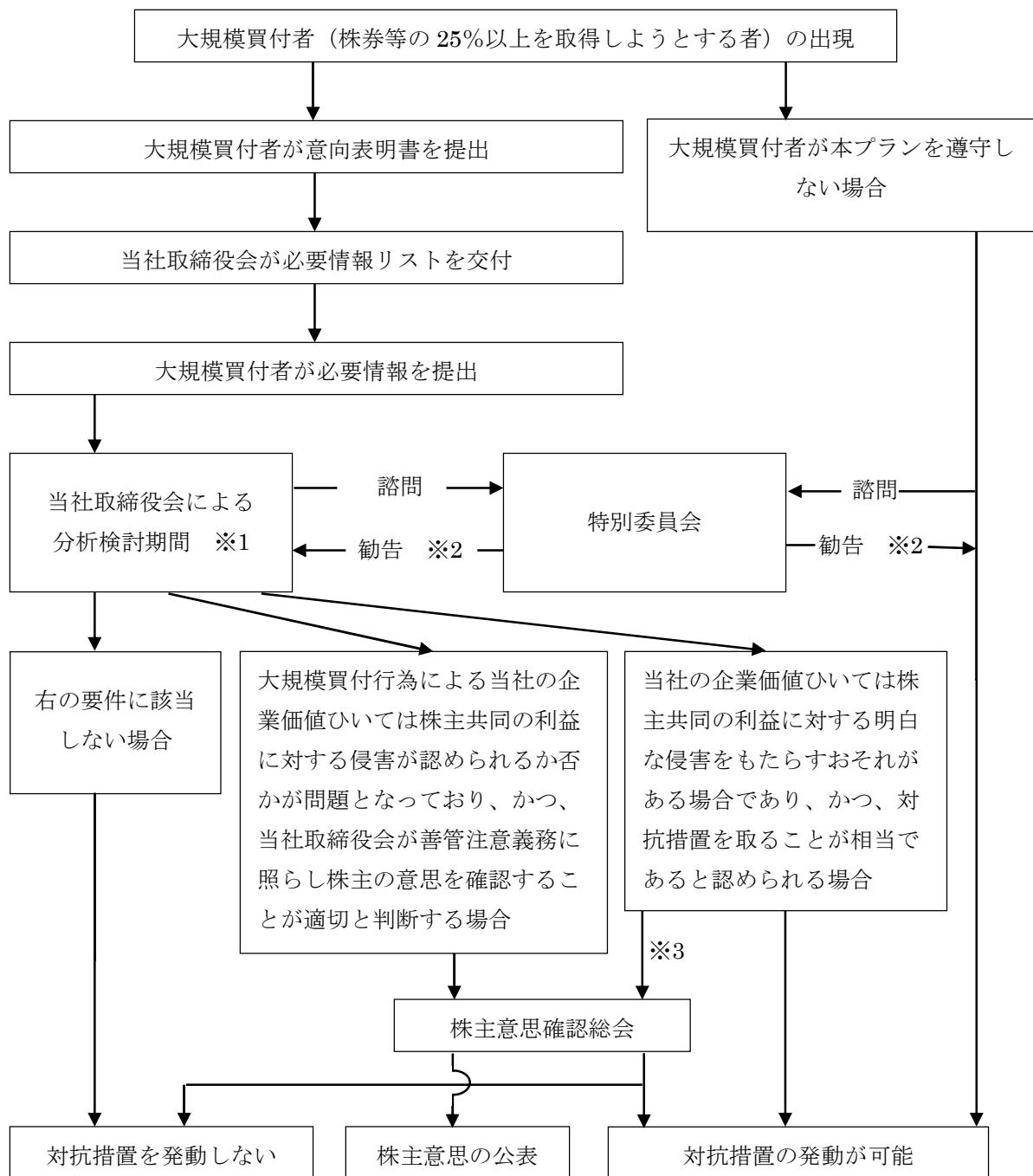
本プランにおける対抗措置は、本プランに定める合理的かつ客観的な要件が充足される場合でなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、大規模買付者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができないいわゆるデッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社取締役の任期は1年とされており、期差任期制は採用されていないため、本プランは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策ではございません。

以上

【本プランについてのフローチャート<sup>1)</sup>】



※1 分析検討期間は、60営業日以内としますが、当社取締役会は、必要がある場合には30営業日を上限として延長することができます。

※2 特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、株主総会を招集して株主の意思を確認することの是非等について勧告し、当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動または株主総会の招集に関して決議を行います。

※3 当社取締役会は、特別委員会が対抗措置の発動に関して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付して勧告を行った場合には、株主総会を招集することができるものとします。

<sup>1)</sup> 本フローチャートは、あくまで本プランに対する理解に資することのみを目的として参考として作成されております。本プランの詳細については、本文をご参照下さい。

## 当社大株主の株式保有状況

平成24年8月31日現在

| 氏名または名称   | 所有株式数<br>(株) | 発行済株式総数に対する所有株式<br>数の割合 (%) |
|---|--------------|-----------------------------|
| 丸田 昭雄   | 1,643,100    | 21.76                       |
| 中村 恒平   | 1,493,100    | 19.77                       |
| 妹尾 熊  | 1,068,100    | 14.14                       |
| プロスペクト ジャパン ファンド リミテッド<br>(常任代理人 香港上海銀行東京支店)                | 739,100      | 9.78                        |
| メロン バンク トリーティー クライアンツ オムニバス<br>(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部) | 459,300      | 6.08                        |
| 小杉 誠  | 375,000      | 4.96                        |
| シージーエムエルーアイピービー カスタマー コラテラル アカウント<br>(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)   | 276,200      | 3.65                        |
| グローバル・プレイン株式会社  | 118,300      | 1.56                        |
| クレディット スイス アーゲー チューリッヒ<br>(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)             | 86,200       | 1.14                        |
| バンク プリベ エドモンド デ ロスチャイルド ヨーロッパ クライアント<br>(常任代理人 香港上海銀行東京支店)  | 76,300       | 1.01                        |
| 計   | 6,334,700    | 83.90                       |

(注) 1. 上記のほか、自己株式が150,204株(1.98%)あります。

2. プロスペクト・アセット・マネージメント・インクから平成24年10月11日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成24年10月3日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けております。

| 氏名または名称                 | 保有株式等の数 (株) | 株券等の保有割合 (%) |
|-------------------------|-------------|--------------|
| プロスペクト・アセット・マネージメント・インク | 1,600,000   | 21.19        |

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 新株予約権の割当てる対象となる株主およびその割当方法

当社取締役会が定める割当日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社株式を除く。）1株につき1個の割合で割り当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は1株とする。また、当社が株式分割または株式併合その他を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 株主に割り当てる新株予約権の総数

割当日における当社の発行済株式数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を上限とする。

### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1株あたり1円以上で当社取締役会が定める額とする。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

### 6. 新株予約権の行使条件

大規模買付者、その共同保有者およびその特別関係者、これらの者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けまたは承継した者、これらの者の関連者（親会社、子会社、兄弟会社および協調して行動する者として取締役会が認めた者を含む。以下、本項に基づき新株予約権を行使することができない者を総称して「非適格者」）は、一定の例外的事由（※1）が存する場合を除き、新株予約権を行使できない。

### 7. 取得条項

当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権者（ただし、非適格者を除く。）に対して、当社が新株予約権を取得するのと引き換えに、新株予約権1個あたり当社普通株式1株を上限として交付することができるものとする。

また、行使期間開始日前日までの当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当社が新株予約権を無償で取得することができるものとする。

### 8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

### 9. 本概要是、実際に対抗措置の発動として新株予約権無償割当てを決議する取締役会において変更され得るものとする。

※1 具体的には、(x)大規模買付者が新株予約権無償割当の決議後に大規模買付行為を中止もしくは撤回または爾後大規模買付行為を実施しないことを誓約するとともに、大規模買付者その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)大規模買付者グループの議決権割合（ただし、議決権割合の計算にあたっては、大規模買付者グループ以外の非適格者についても大規模買付者グループとみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとする。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者議決権割合」）が、(i)当該大規模買付行為の前における非適格者議決権割合または(ii)25%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った大規模買付者その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができる事が定められることが予定されている。なお、かかる非適格者による新株予約権の行使の条件および手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとする。

以上

## 特別委員会の概要等

### 1. 特別委員会の委員

特別委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)以下の要件を満たす者の中から、当社取締役会が選任する者とします。

- ① 当社の業務執行を行う経営陣から独立している有識者
- ② 有識者については、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者であり、かつ、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者

### 2. 委員の略歴

- ① 福島 洋尚 (ふくしま ひろなお)

(略歴)

|          |                            |
|----------|----------------------------|
| 平成6年4月   | 南山大学法学部専任講師                |
| 平成9年4月   | 南山大学法学部助教授                 |
| 平成12年4月  | 法政大学法学部助教授                 |
| 平成15年4月  | 法政大学法学部教授                  |
| 平成18年9月  | ミュンヘン大学法学部客員研究員（平成20年8月退任） |
| 平成20年12月 | 公認会計士試験委員（企業法）（平成24年2月退任）  |
| 平成23年4月  | 早稲田大学大学院法務研究科教授（現任）        |

- ② 仁科 秀隆 (にしな ひでたか)

(略歴)

|          |  |
|----------|--|
| 平成14年10月 | 第二東京弁護士会登録<br>アンダーソン・毛利法律事務所（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所）所属 |
| 平成15年4月  | 日本銀行業務局に出向（平成16年3月まで）                              |
| 平成18年5月  | 法務省民事局参事官室に出向（平成20年6月まで）                           |
| 平成22年2月  | 中村・角田・松本法律事務所所属                                    |
| 平成23年1月  | 中村・角田・松本法律事務所パートナー（現任）                             |

- ③ 藤井 幹晴 (ふじい みきはる)

(略歴)

|          |                   |
|----------|-------------------|
| 平成8年4月   | 第一東京弁護士会登録        |
| 平成15年5月  | 藤井総合法律事務所開設       |
| 平成20年5月  | 当社監査役就任（現任）       |
| 平成20年10月 | 八重洲法律事務所パートナー（現任） |